

ID: 453

担当部署: 上下水道室 工務課 下水道係

処分の概要	登録の停止又は取消し		
例規名 根拠条項	名寄市下水道条例施行規程 第16条		
例規番号	令和2年名寄市水道事業管理規程第2号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(登録の停止又は取消し)</p> <p>第16条 指定業者が、前条第1項に掲げる条項に該当したとき、及びそれが責任技術者の職務に関する事項に起因するものであるときは、管理者は、責任技術者の登録を取り消し、又は一定期間停止することができる。</p> <p>2 排水設備工事責任技術者登録を受けている者が、次の各号のいずれかに該当したときは、管理者は、資格承認の登録を取り消すことができる。</p> <p>(1) 禁錮(こ)以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められるとき。</p> <p>(3) 破産手続開始の決定を受けたとき。</p> <p>(4) 前3号のほか、管理者が資格者として不相当と認めたとき。</p> <p>3 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、管理者にその旨を届け出るものとする。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和2年7月1日